8
地域版

1 2 北海道
3 4 東日本 中部日本
5 6 関東～九州北部
7 九州南部
8 沖縄

2025年
省エネ基準
適合義務化
対応版

建築物省エネ法

木造・RC造戸建住宅の仕様基準ガイドブック

誘導基準編

ガイドブックの使い方 …… 2
省エネ住宅のメリットと必要性 …… 3
誘導基準への適否の確認方法 …… 4

【誘導基準適否チェックリスト】…… 6

1 断熱材の熱抵抗R …… 8
2 開口部（窓）の日射遮蔽対策 …… 9
3 設備機器の仕様 …… 10

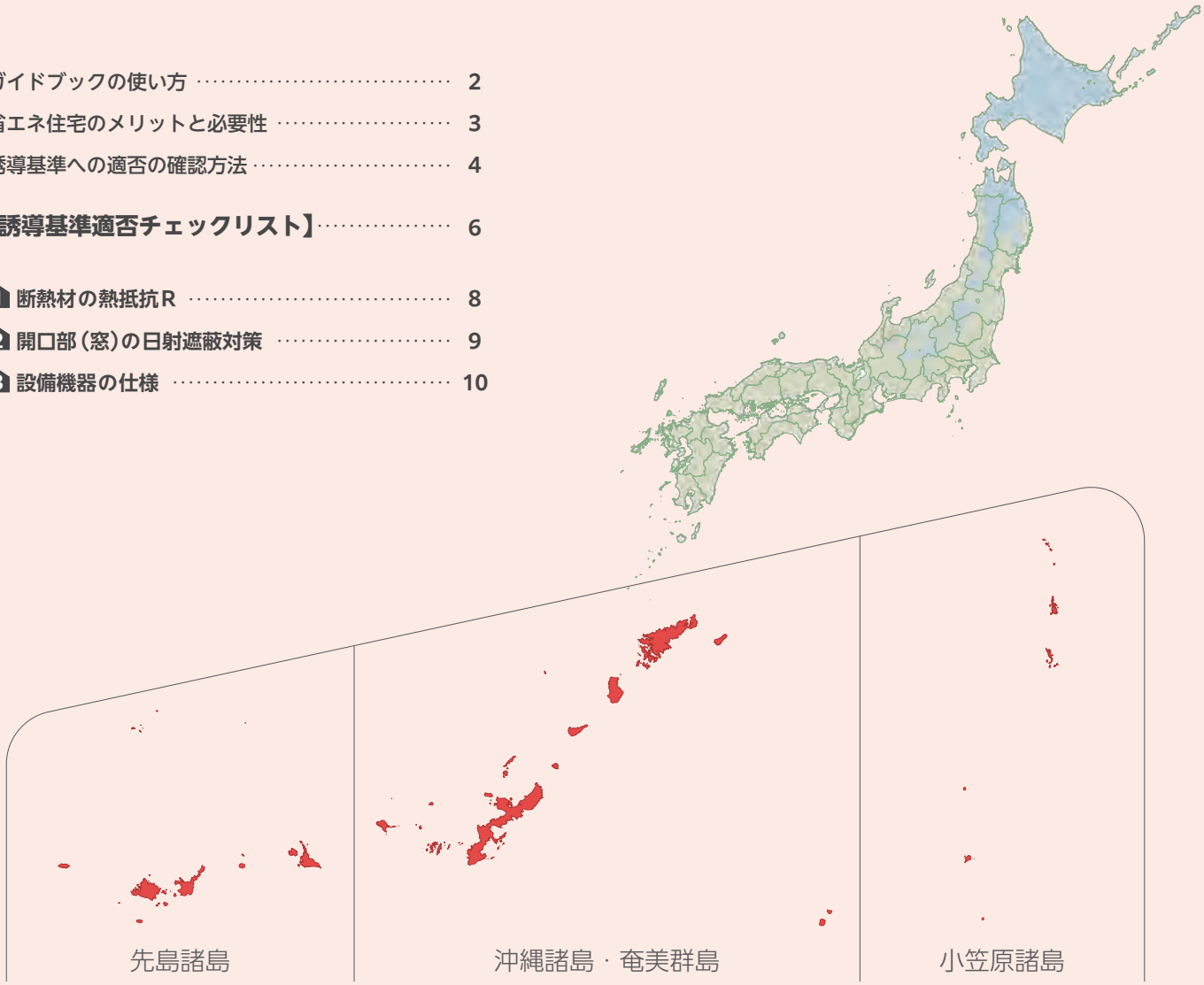

詳しい情報は裏面の
二次元コードで！

ガイドブックの使い方

住宅の断熱性能や設備機器の一次エネルギー消費量などを評価する指標として、建築物省エネ法※1 に誘導基準※2 が定められています。本ガイドブックは、木造・RC造戸建住宅を対象として、誘導基準への適否を計算によらず確認できる「仕様基準」について、チェックリストを用いて簡単に確認する方法を説明するものです。

- チェックリストは、❶断熱材　❷開口部　❸設備機器 の仕様をチェックすることで誘導基準への適否を確認できます。
  チェックリストの使い方は 4〜5 ページに記載しています。
- ❶断熱材 と ❷開口部 には **仕様例** を記載しています。
- ❸設備機器 には **設備仕様** を記載していますが、誘導基準への適否確認を容易にするため「仕様基準」に適合する全ての仕様を網羅したものではありません。なお、❸設備機器 に記載のない設備や仕様の場合は、本チェックリストでは誘導基準への適否が確認できません。
- ❶断熱材 と ❷開口部 の適合を確認した後、❸設備機器 をエネルギー消費性能計算プログラム（11 ページ参照）で確認することもできます。このプログラムを使うことにより、より多くの省エネ設備の評価が可能になります。
- 「仕様基準」の詳細については、14〜15 ページの「告示記載の仕様基準要旨」をご参照ください。

本ガイドブックで紹介する誘導基準（仕様基準）は、以下の基準に対応しています。

❶ 住宅ローン減税の ZEH 水準住宅の基準
❷ 住宅品確法※3 に基づく住宅性能表示制度における断熱等性能等級5※4 及び一次エネルギー消費量等級6※5
❸ 長期優良住宅法※6に基づく長期使用構造等の基準における断熱等性能等級5※4 及び一次エネルギー消費等級6※5
❹ エコまち法※7 に基づく認定基準のうち省エネルギー性能に関する基準

チェックリストの活用例	
注）申請図書としての利用については各住宅性能評価機関等の取扱いによります	▶ 説明義務を履行するための誘導基準等への適合の確認、建築主への説明資料
	▶【フラット35】における設計検査の申請図書の一部（別途基準あり） — 2023年 4月から省エネ基準を要件化 —
	▶ 建築物省エネ法に基づく BELS 評価の申請図書の一部（別途基準あり）注）
	▶ 住宅品確法に基づく住宅性能評価の申請図書の一部（別途基準あり）注）
	▶ 長期優良住宅法及びエコまち法に基づく認定基準への適合性審査の申請図書の一部（別途基準あり）注）

※1　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
※2　建築物エネルギー消費性能誘導基準
※3　住宅の品質確保の促進等に関する法律
※4　別途、結露防止対策の基準に適合することが必要
※5　別途、断熱等性能等級 5 の基準（結露防止対策の基準を除く）
　　又は誘導仕様基準 1（外皮性能）の基準に適合することが必要
※6　長期優良住宅の普及の促進に関する法律
※7　都市の低炭素化の促進に関する法律

省エネ基準のこれから — 誘導基準の位置付け

令和 4（2022）年 6 月 17 日に公布された改正建築物省エネ法により、2025 年には省エネ基準の全面的な適合義務化が行われます。また、2030 年までにより高い水準の省エネ性能（**現行の誘導基準**）を目指すことが求められており、今後、省エネ基準の引き上げが予定されています。
2025 年の省エネ基準への適合義務化においても本ガイドブックで紹介する仕様基準によって省エネ基準への適合を確認可能とされています（この場合は省エネ適合性判定は不要となります※）。また、**省エネ基準の引上げ後は、本ガイドブックの誘導基準を省エネ基準と読み替えることができる予定です。**

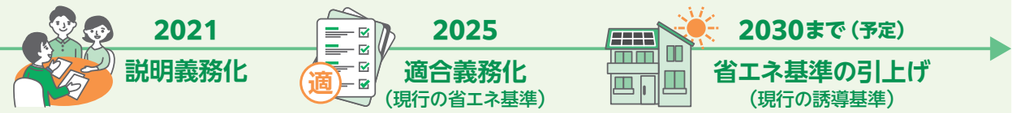

※設備機器をエネルギー消費性能計算プログラムで確認する場合は、**省エネ適合性判定が必要**となります。

ZEH化等による建築物の重量化に対応するため
必要壁量等の基準の見直しが予定されています。

詳しくはこちら⇒

省エネ住宅のメリットと必要性

「省エネ住宅」とは、冬の冷気や夏の熱気を室内に入れず、少ないエネルギーで家の中の暖かさや涼しさを保てる断熱性能と、エネルギー効率の高い設備を兼ね備えた住宅です。

省エネ住宅は家計に優しい

断熱性能の高い家では、冷房を効率的に使用することができます。また、エネルギー効率の高いエアコンや照明、給湯機など最新の機器・設備を導入することで、エネルギーの使用量を削減でき、家計の節約にもつながります。

省エネ住宅で一年中快適な空間に

断熱性能の高い家では、部屋内での温度差を小さくできるので、快適な生活にもつながります。

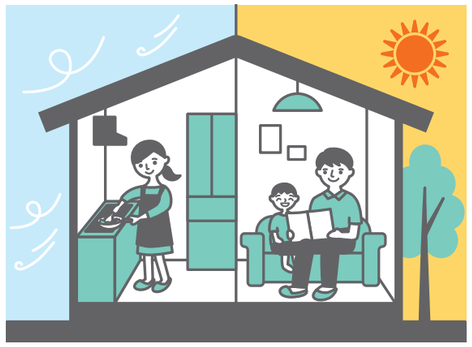

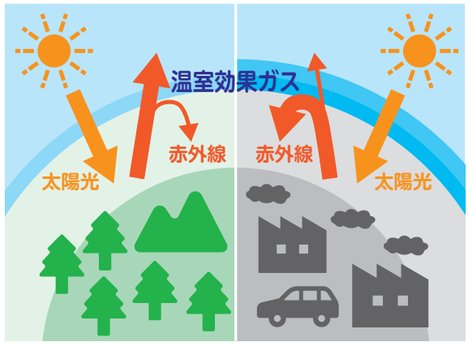

地球温暖化対策のために省エネ住宅は必要です

温暖化・異常気象などの気候変動問題やエネルギー問題への対策として、省エネルギーの一層の徹底が求められています。

誘導基準への適否の確認方法

1~3 各項目の部位ごと設備ごとに確認した結果を【誘導基準適否チェックリスト】に記入することで、誘導基準（外皮基準・一次エネルギー消費量基準）への適否を確認することができます。

【誘導基準適否チェックリ スト】

☞ 6~7 ページ

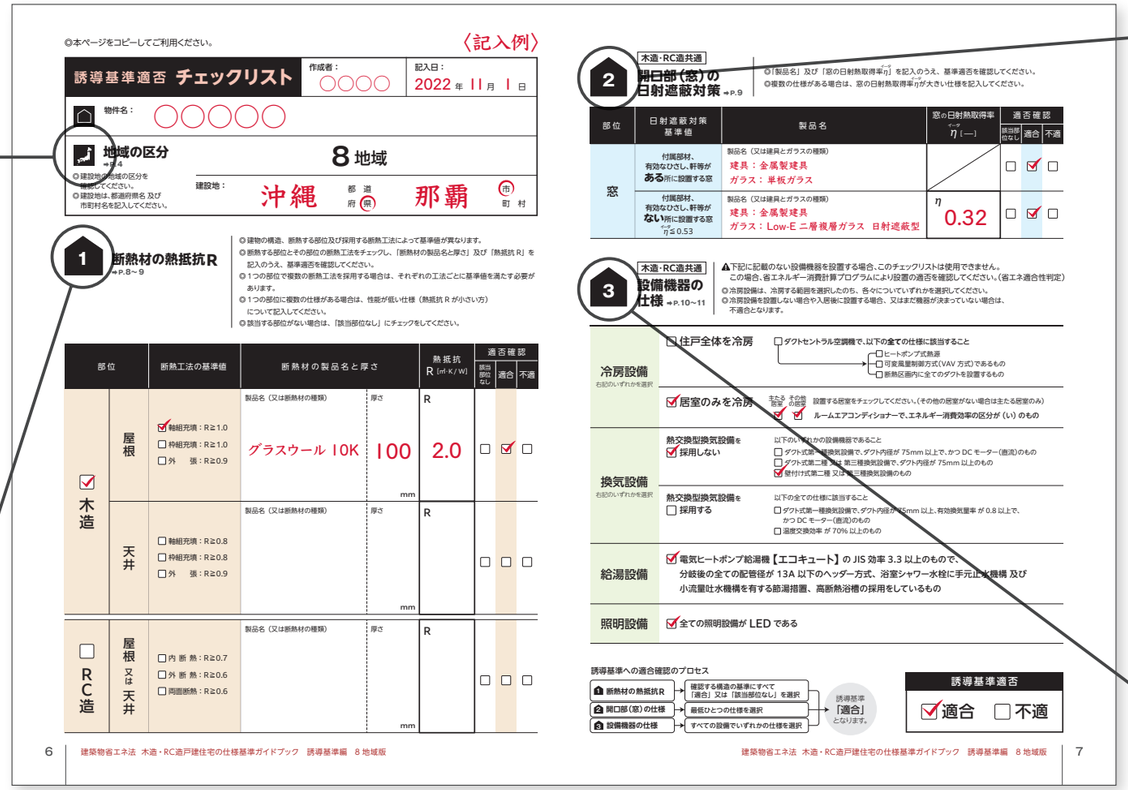

◎本ページをコピーしてご利用ください。　〈記入例〉

誘導基準適否 チェックリスト　作成者：○○○○　記入日：2022 年 11 月 1 日

物件名：○○○○○

地域の区分 ⇒P.4　8 地域

○建設地の地域の区分を確認してください。
○建設地は、都道府県名 及び市町村名を記入してください。

建設地：沖縄 都道府県 那覇 市町村

1 断熱材の熱抵抗R ⇒P.8～9

○建物の構造、断熱する部位及び採用する断熱工法によって基準値が異なります。
○断熱する部位とその部位の断熱工法をチェックし、「断熱材の製品名と厚さ」及び「熱抵抗 R」を記入のうえ、基準適否を確認してください。
○1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。
○1つの部位に複数の仕様がある場合は、性能が低い仕様（熱抵抗 R が小さい方）について記入してください。
○該当する部位がない場合は、「該当部位なし」にチェックをしてください。

部位		断熱工法の基準値	断熱材の製品名と厚さ		熱抵抗 R [㎡·K/W]	適否確認 該当部位なし	適合	不適
☑木造	屋根	☑軸組充填：R≧1.0 □枠組充填：R≧1.0 □外　張：R≧0.9	製品名（又は断熱材の種類）：グラスウール 10K	厚さ 100 mm	R 2.0	□	☑	□
	天井	□軸組充填：R≧0.8 □枠組充填：R≧0.8 □外　張：R≧0.9	製品名（又は断熱材の種類）：	厚さ mm	R	□	□	□
□RC造	屋根又は天井	□内 断 熱：R≧0.7 □外 断 熱：R≧0.6 □両面断熱：R≧0.6	製品名（又は断熱材の種類）：	厚さ mm	R	□	□	□

2 開口部(窓)の日射遮蔽対策 ⇒P.9　木造・RC造共通

○「製品名」及び「窓の日射熱取得率 η」を記入のうえ、基準適否を確認してください。
○複数の仕様がある場合は、窓の日射熱取得率 η が大きい仕様を記入してください。

部位	日射遮蔽対策基準値	製品名	窓の日射熱取得率 η [—]	適否確認 該当部位なし	適合	不適
窓	付属部材、有効なひさし、軒等が ある 所に設置する窓	製品名（又は建具とガラスの種類）：建具：金属製建具 ガラス：単板ガラス		□	☑	□
	付属部材、有効なひさし、軒等が ない 所に設置する窓 η≦0.53	製品名（又は建具とガラスの種類）：建具：金属製建具 ガラス：Low-E 二層複層ガラス　日射遮蔽型	η 0.32	□	☑	□

3 設備機器の仕様 ⇒P.10～11　木造・RC造共通

▲下記に記載のない設備機器を設置する場合、この チェックリストは使用できません。この場合、省エネルギー消費計算プログラムにより設置の適否を確認してください。（省エネ適合性判定）
○冷房設備は、冷房する範囲を選択したのち、各々についていずれかを選択してください。
○冷房設備を設置しない場合や入居後に設置する場合、又はまだ機器が決まっていない場合は、不適合となります。

冷房設備（右記のいずれかを選択）	□住戸全体を冷房　□ダクトセントラル空調機で、以下の全ての仕様に該当すること →□ヒートポンプ式熱源 →□可変風量制御方式（VAV 方式）であるもの →□断熱区画内に全てのダクトを設置するもの ☑居室のみを冷房　主たる居室 その他の居室　設置する居室をチェックしてください。（その他の居室がない場合は主たる居室のみ） ☑ ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が（い）のもの
換気設備（右記のいずれかを選択）	熱交換型換気設備を ☑採用しない　以下のいずれかの設備機器であること □ダクト式第一種換気設備で、ダクト内径が 75mm 以上で、かつ DC モーター（直流）のもの □ダクト式第二種又は第三種換気設備で、ダクト内径が 75mm 以上のもの ☑壁付け式第二種又は第三種換気設備のもの 熱交換型換気設備を □採用する　以下の全ての仕様に該当すること □ダクト式第一種換気設備で、ダクト内径が 75mm 以上、有効換気量率 が 0.8 以上で、かつ DC モーター（直流）のもの □温度交換効率 が 70% 以上のもの
給湯設備	☑電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】の JIS 効率 3.3 以上のもので、分岐後の全ての配管径が 13A 以下のヘッダー方式、浴室シャワー水栓に手元止水機構 及び小流量吐水機構を有する節湯措置、高断熱浴槽の採用をしているもの
照明設備	☑全ての照明設備が LED である

誘導基準への適合確認のプロセス
1 断熱材の熱抵抗R　2 開口部（窓）の仕様　3 設備機器の仕様
→ 確認する構造の基準にすべて「適合」又は「該当部位なし」を選択 / 最低ひとつの仕様を選択 / すべての設備でいずれかの仕様を選択
→ 誘導基準「適合」となります。

誘導基準適否：☑適合 □不適

地域の区分の確認

建設地の「地域の区分」を下記により確認します。

8 地域の市町村

■ 東京都　小笠原村

■ 鹿児島県　奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

■ 沖縄県　すべての市町村

1 断熱材の熱抵抗Rの確認

建物の構造、断熱する部位とその部位の断熱工法、及び各部位の断熱材の種類と厚さに基づき熱抵抗 R を確認します。

☞ 8~9 ページ

誘導基準への適否を確認する3つの項目

外皮基準　窓や外壁などの「外皮性能」の確認

1 断熱材の熱抵抗R
2 開口部（窓）の日射遮蔽対策

一次エネルギー消費量基準　設備機器の「一次エネルギー消費量」の確認

3 設備機器の仕様

1 詳しく知りたい方へ …… ☞ 12~13 ページ
2 告示記載の仕様基準要旨 …… ☞ 14~15 ページ

2 開口部(窓)の日射遮蔽対策の確認

すべての開口部（窓）に、日射遮蔽対策として有効な、付属部材又はひさし、軒等を設けていることを確認します。

☞ 9 ページ

3 設備機器の仕様の確認

冷房・換気・給湯・照明設備の4つの設備機器の仕様を確認します。※エネルギー消費性能計算プログラムで確認することもできます。

☞ 10~11 ページ

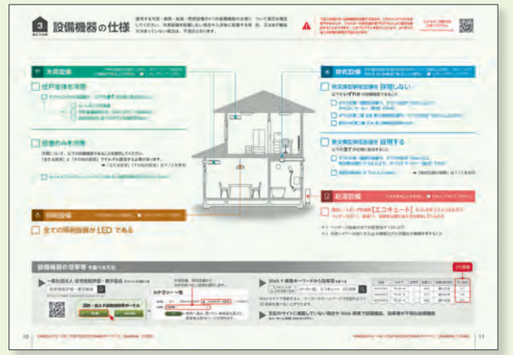

◎本ページをコピーしてご利用ください。

誘導基準適否 チェックリスト

作成者：

記入日：　年　月　日

物件名：

地域の区分 ➡P.4

◎建設地の地域の区分を確認してください。
◎建設地は、都道府県名 及び市町村名を記入してください。

8 地域

建設地：　都道府県　市町村

1 断熱材の熱抵抗R ➡P.8～9

◎建物の構造、断熱する部位及び採用する断熱工法によって基準値が異なります。
◎断熱する部位とその部位の断熱工法をチェックし、「断熱材の製品名と厚さ」及び「熱抵抗 R」を記入のうえ、基準適否を確認してください。
◎1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。
◎1つの部位に複数の仕様がある場合は、性能が低い仕様（熱抵抗 R が小さい方）について記入してください。
◎該当する部位がない場合は、「該当部位なし」にチェックをしてください。

部位		断熱工法の基準値	断熱材の製品名と厚さ		熱抵抗 R [㎡·K/W]	適否確認 該当部位なし	適合	不適
□ 木造	屋根	□ 軸組充填：R≧1.0 □ 枠組充填：R≧1.0 □ 外　張：R≧0.9	製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R	□	□	□
	天井	□ 軸組充填：R≧0.8 □ 枠組充填：R≧0.8 □ 外　張：R≧0.9	製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R	□	□	□
□ RC造	屋根又は天井	□ 内 断 熱：R≧0.7 □ 外 断 熱：R≧0.6 □ 両面断熱：R≧0.6	製品名（又は断熱材の種類）	厚さ mm	R	□	□	□

2 開口部（窓）の日射遮蔽対策 ➡P.9

木造・RC造共通

◎「製品名」及び「窓の日射熱取得率η（イータ）」を記入のうえ、基準適否を確認してください。
◎複数の仕様がある場合は、窓の日射熱取得率η（イータ）が大きい仕様を記入してください。

部位	日射遮蔽対策基準値	製品名	窓の日射熱取得率 η（イータ）[—]	適否確認 該当部位なし	適合	不適
窓	付属部材、有効なひさし、軒等が**ある**所に設置する窓	製品名（又は建具とガラスの種類）		□	□	□
	付属部材、有効なひさし、軒等が**ない**所に設置する窓 η（イータ）≦0.53	製品名（又は建具とガラスの種類）	η	□	□	□

3 設備機器の仕様 ➡P.10～11

木造・RC造共通

▲下記に記載のない設備機器を設置する場合、このチェックリストは使用できません。この場合、省エネルギー消費計算プログラムにより設置の適否を確認してください。（省エネ適合性判定）
◎冷房設備は、冷房する範囲を選択したのち、各々についていずれかを選択してください。
◎冷房設備を設置しない場合や入居後に設置する場合、又はまだ機器が決まっていない場合は、不適合となります。

冷房設備（右記のいずれかを選択）

□ **住戸全体を冷房**
　□ ダクトセントラル空調機で、以下の**全て**の仕様に該当すること
　　□ ヒートポンプ式熱源
　　□ 可変風量制御方式（VAV 方式）であるもの
　　□ 断熱区画内に全てのダクトを設置するもの

□ **居室のみを冷房**　主たる居室 □　その他の居室 □　設置する居室をチェックしてください。（その他の居室がない場合は主たる居室のみ）
　□ □ ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が（い）のもの

換気設備（右記のいずれかを選択）

□ **熱交換型換気設備を採用しない**
　以下のいずれかの設備機器であること
　□ ダクト式第一種換気設備で、ダクト内径が 75mm 以上で、かつ DC モーター（直流）のもの
　□ ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で、ダクト内径が 75mm 以上のもの
　□ 壁付け式第二種 又は 第三種換気設備のもの

□ **熱交換型換気設備を採用する**
　以下の全ての仕様に該当すること
　□ ダクト式第一種換気設備で、ダクト内径が 75mm 以上、有効換気量率 が 0.8 以上で、かつ DC モーター（直流）のもの
　□ 温度交換効率 が 70% 以上のもの

給湯設備

□ 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】の JIS 効率 3.3 以上のもので、分岐後の全ての配管径が 13A 以下のヘッダー方式、浴室シャワー水栓に手元止水機構 及び小流量吐水機構を有する節湯措置、高断熱浴槽の採用をしているもの

照明設備

□ 全ての照明設備が LED である

誘導基準への適合確認のプロセス

1 断熱材の熱抵抗R → 確認する構造の基準にすべて「適合」又は「該当部位なし」を選択
2 開口部（窓）の仕様 → 最低ひとつの仕様を選択
3 設備機器の仕様 → すべての設備でいずれかの仕様を選択

→ 誘導基準「適合」となります。

誘導基準適否

□ 適合　□ 不適

1 省エネ仕様 断熱材の熱抵抗R

確認する基準は、断熱材の熱抵抗 R です。同じ部位に仕様が複数ある場合は、全ての仕様について確認し、性能が低い仕様（熱抵抗 R が小さい方）を記入してください。

木造

① 軸組構法 充填断熱工法

屋根		R ≧ 1.0
仕様例 グラスウール 10K	100 mm	R = 2.0 以上
製品名（又は 種類）	mm	R

天井		R ≧ 0.8
仕様例 グラスウール 10K	100 mm	R = 2.0 以上
製品名（又は 種類）	mm	R

② 枠組壁工法 充填断熱工法

屋根		R ≧ 1.0
仕様例 ロックウール	75mm 以上	R = 2.0 以上
製品名（又は 種類）	mm	R

天井		R ≧ 0.8
仕様例 ロックウール	75mm 以上	R = 2.0 以上
製品名（又は 種類）	mm	R

③ 軸組構法・枠組壁工法 共通 外張断熱工法

屋根		R ≧ 0.9
仕様例 押出法ポリスチレンフォーム 1 種 b C	35 mm	R = 1.0
製品名（又は 種類）	mm	R

天井 ※桁上断熱		R ≧ 0.9
仕様例 グラスウール 10K	100 mm	R = 2.0 以上
製品名（又は 種類）	mm	R

RC造

④ 内断熱

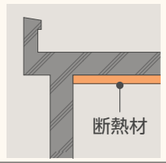

屋根 又は 天井		R ≧ 0.7
仕様例 ビーズ法ポリスチレンフォーム1号	25 mm	R = 0.7
製品名（又は 種類）	mm	R

⑤ 外断熱

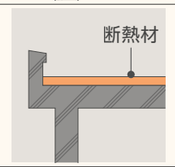

屋根 又は 天井		R ≧ 0.6
製品名（又は 種類）	mm	R

⑥ 両面断熱

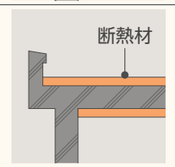

屋根 又は 天井		R ≧ 0.6
製品名（又は 種類）	mm	R

2 省エネ仕様 開口部（窓）の日射遮蔽対策

確認する基準は、日射遮蔽対策です。すべての開口部（窓）に、日射遮蔽対策として有効な、付属部材※又はひさし、軒等を設けていること、又は窓の日射熱取得率 η（イータ）を確認してください。

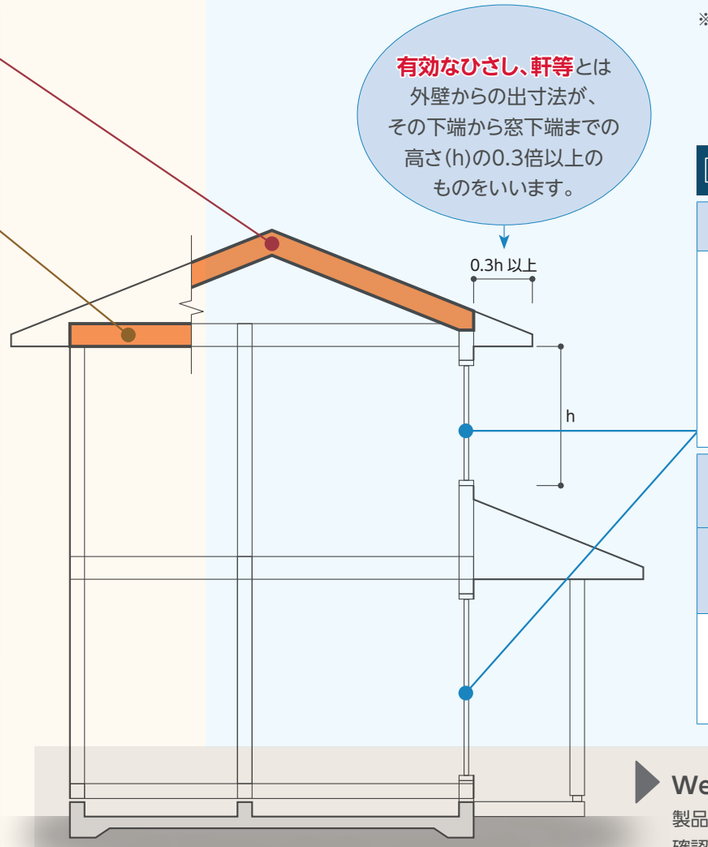

※ 有効な付属部材とは、障子、外付けブラインド（窓の直近外側に設置し、金属製スラット等の可変によって日射調整機能のあるブラインド）、その他これらと同等以上の日射遮蔽性能があり、開口部に建築的に取り付けられるものをいいます。レースカーテン、内付けブラインド等の着脱が容易なものは対象外です。

赤文字が**日射遮蔽対策**を示しています。

窓	日射遮蔽対策

付属部材、有効なひさし、軒等 が ある 所に設置する窓

製品名（又は 建具 と ガラスの種類）

出典：一般社団法人日本サステナブル建築協会「「気候風土適応住宅」の解説」

付属部材、有効なひさし、軒等 が ない 所に設置する窓

窓の日射熱取得率 η（イータ）≦0.53

仕様例		窓の
【建　具】金属製建具 【ガラス】Low-E 二層複層ガラス 日射取得型 又は 日射遮蔽型		η = 0.51（日射取得型） η = 0.32（日射遮蔽型）
製品名（又は 建具 と ガラスの種類）		η

Web や カタログ等で 断熱材の熱抵抗Rと窓の日射熱取得率 η（イータ）を調べる

製品ごとに熱抵抗 R が記載されていますので、断熱材の種類や厚さに応じた数値を確認してください。「付属部材、有効なひさし、軒等がない所に設置する窓」では、窓の日射熱取得率ηについても確認してください。

断熱建材 協議会のホームページで

断熱材の熱抵抗 抗Rと窓の日射熱取得率 η（イータ）を調べる

基準に適合するな製品についてホームページにされています。

断熱材と開口部の具体的は、断熱建材協議会の掲載

断建協

https://dan kenkyou.com/energy_saving2.html

窓の日射熱取得率 η（イータ） ［ — ］

熱抵抗 R［㎡·K/W］

カタログによって、「熱抵抗値」「熱抵抗（R値）」等、表記が異なっています。

JISによる表記	品番	密度	寸法[mm] 厚さ	巾	長さ	入数	使用箇所	熱抵抗値 R[㎡·K/W]
GW10-50	#####001	10	100	430	2740	14枚	壁·天井	2.0
	#####002			470				
GW24-38	#####003	24	50	430	1370	22枚	壁·天井	1.3
								2.6

金属製建具、樹脂（木）と金属の複合材料製建具等						
ガラスの仕様			窓の日射熱取得率 η（イータ） ガラスのみ	和障子	外付けブラインド	製品名
二層複層	Low-E 複層ガラス	日射取得型	0.51	··	··	####ABC
		日射遮蔽型	0.32	··	··	####DEF
	複層ガラス		0.63	··	··	####HIJ

「ガラスのみ」又は「付属部材なし」の数値を確認してください。

断熱材の 熱抵抗Rと窓の日射熱取得率 η（イータ） を調べる方法（上記以外の仕様も確認できます。）

3 設備機器の仕様

省エネ仕様

使用する冷房・換気・給湯・照明設備の4つの設備機器の仕様について適否を確認してください。冷房設備を設置しない場合や入居後に設置する場合、又はまだ機器が決まっていない場合は、不適合となります。

下記に記載のない設備機器を設置する場合は、このチェックリストは使用できませんが、エネルギー消費性能計算プログラムにより適否を確認することができます。このプログラムを使うことにより、より多くの省エネ設備の評価が可能になります。

エネルギー消費性能計算プログラム
https://house.lowenergy.jp/

冷房設備

冷房する範囲を選択したのち、各々について該当する設備機器であることを確認し、☐ にチェックをしてください。

☐ 住戸全体を冷房

☐ ダクトセントラル空調機で、以下の **全て** の仕様に該当すること

- ☐ ヒートポンプ式熱源
- ☐ 可変風量制御方式（VAV 方式）であるもの
- ☐ 断熱区画内に全てのダクトを設置するもの

☐ 居室のみを冷房

冷房について、以下の設備機器であることを確認してください。
「主たる居室」と「その他の居室」でそれぞれ確認する必要があります。

➡「主たる居室」「その他の居室」は P.13 を参照

☐ ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が（い）のもの

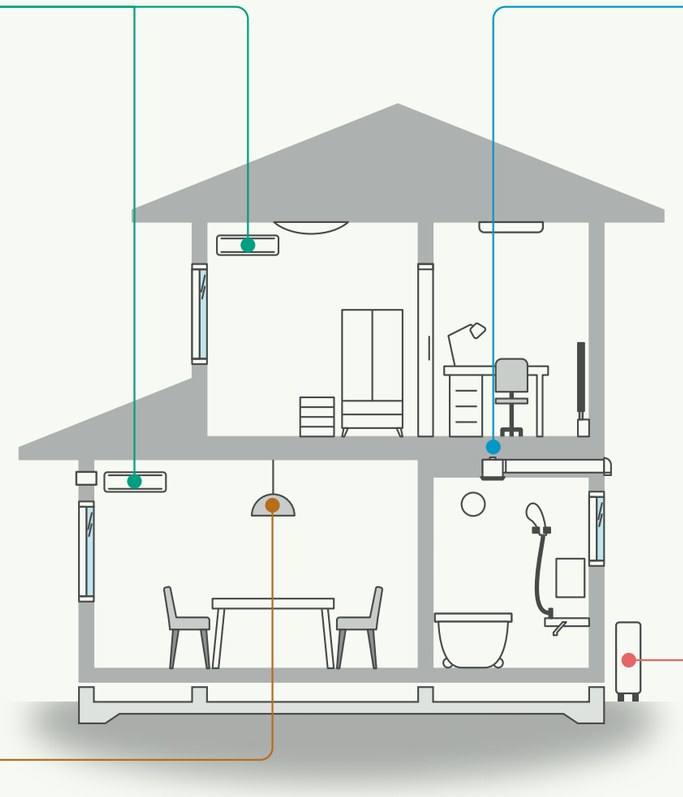

照明設備

下記であることを確認し、☐ にチェックをしてください。

☐ 全ての照明設備が LED である

換気設備

熱交換型換気設備の採用の有無について選択したのち、各々について該当する設備機器であることを確認し、☐ にチェックをしてください。

☐ 熱交換型換気設備を 採用しない

以下の **いずれか** の設備機器であること

- ☐ ダクト式第一種換気設備で、ダクト内径が 75mm 以上で、かつ DC モーター（直流）のもの
- ☐ ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で、ダクト内径が 75mm 以上のもの
- ☐ 壁付け式第二種 又は 第三種換気設備のもの

☐ 熱交換型換気設備を 採用する

以下の **全て** の仕様に該当すること

- ☐ ダクト式第一種換気設備で、ダクト内径が 75mm 以上、有効換気量率 が 0.8 以上で、かつ DC モーター（直流）のもの
- ☐ 温度交換効率 が 70% 以上のもの

➡「換気設備の種類」は P.13 を参照

給湯設備

下記であることを確認し、☐ にチェックをしてください。

☐ 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】の JIS効率 3.3 以上のもので、ヘッダー方式※1、節湯※2、高断熱浴槽の省エネ対策をしているもの

※1 ヘッダー分岐後の全ての配管径が 13A 以下
※2 浴室シャワー水栓に手元止水機構及び小流量吐水機構を有すること

設備機器の効率等 を調べる方法

JIS効率

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会 のサイトから調べる

住宅性能評価・表示協会
https://www.hyoukakyoukai.or.jp/

冷房設備、換気設備から効率を調べたい設備を選択します。

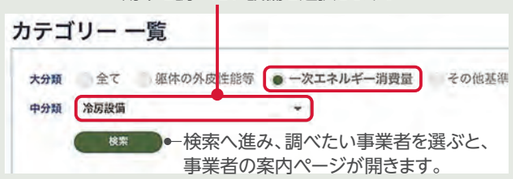

検索へ進み、調べたい事業者を選ぶと、事業者の案内ページが開きます。

Web で 検索キーワードから効率等 を調べる

エコキュートの JIS 効率を調べる例
（メーカー名） エコキュート JIS効率

Web サイトで検索すると、メーカーのホームページで右図のように JIS 効率を調べることができます。

品番	タイプ	追焚き	容量(L)	設置(屋内外)	JIS 効率
#####001	フルオート	○	460	屋外仕様	3.7
#####002	フルオート	○	370	屋外仕様	3.8
#####003	フルオート	○	460	屋外仕様	3.5

左記のサイトに掲載していない場合や Web 検索で設備機器、効率等が不明な設備機器はメーカーにお問い合わせください。

1 詳しく知りたい方へ

施工上の注意点

省エネ住宅をつくるためには、断熱材や開口部、設備機器の仕様を省エネ基準に適合させることも大切ですが、同時に、どのように施工するかということも大切です。主な施工上の注意点は、以下のとおりです。

◉ 断熱欠損の防止

遮熱などを目的に断熱する部位においては、断熱材相互で隙間が生じないように、また天井裏の電気配線や照明器具（天井埋込型）、換気ダクトなどの設備部材が貫通する部分での隙間が生じないように施工することが大切です。

◉ 内部結露対策

断熱材の室内側に防湿フィルムが貼られた繊維系断熱材は、夏に室外から湿気を含んだ暖かい空気が入り防湿フィルムのところで結露（夏型結露）する危険性があります。そのため、繊維系断熱材を施工する場合には防湿フィルムなしの繊維系断熱材を使用することが大切です。RC 造の場合は、コンクリートと断熱材の間に空気層が生じないように施工することが大切です。

❶ 断熱材の種類

断熱材にはいろいろな種類があり、素材や形状、用途はさまざまです。繊維系断熱材は主に充填断熱工法に、プラスチック系断熱材は主に外張断熱工法に用いられます。

	主な断熱材の種類		主な断熱工法		
			充填断熱工法	外張断熱工法	RC造内断熱工法
繊維系断熱材	グラスウール		●		
	ロックウール		●		
	セルローズファイバー		●		
	インシュレーションファイバー		●		
プラスチック系断熱材	ビーズ法ポリスチレンフォーム	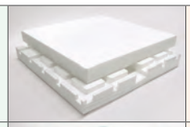		●	●
	押出法ポリスチレンフォーム	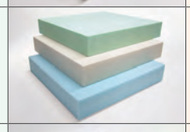		●	●
	硬質ウレタンフォーム	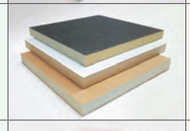		●	●
	吹付け硬質ウレタンフォーム		●		●
	フェノールフォーム	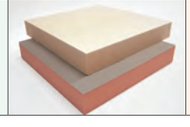		●	●

❷ 熱抵抗 R（アール） 単位：㎡・K/W

材料の断熱性能を示す指標に、「熱抵抗 R」という値があります。8地域の誘導基準（仕様基準）では、屋根、天井において、その部位に施工する必要のある断熱材の熱抵抗の下限値が定められています。1つの部位で断熱材を複層化した場合は、それぞれの熱抵抗の値を合計することができます。

熱抵抗は、熱の伝わりにくさを表していて、断熱材の性能と厚さによって決まります。断熱材の性能が高いほど、また厚いほど熱は伝わりにくくなり、熱抵抗の数値が大きくなります。

したがって、同じ熱抵抗の断熱材でも厚さが異なったり、逆に同じ厚さの断熱材でも熱抵抗が異なったりします。

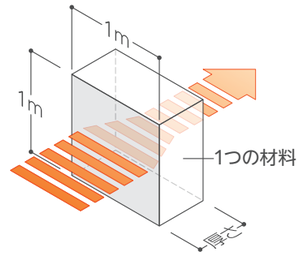

熱貫流率のモデル図

熱抵抗Rは、数値が大きいほど断熱性能が高い

❸ 主たる居室とその他の居室

居室のみを冷房する場合に、冷房設備を設置する「主たる居室」「その他の居室」とは右図に示す居室をいいます。

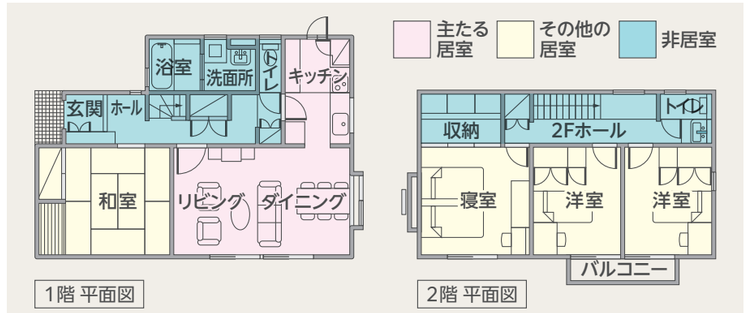

1階 平面図　2階 平面図

❹ 換気設備のダクト式と壁付け式

換気設備に長さ1m 以上のダクトを接続するものを「ダクト式」、1m 以上のダクトを接続せず、外壁に設置するパイプ用ファン等を「壁付け式」といいます。

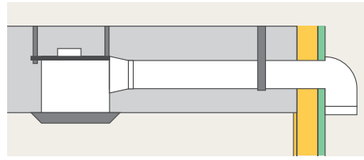

❺ シャワー水栓の節湯措置

給湯設備の仕様では、浴室シャワー水栓において「手元止水機構」と「小流量吐水機構」を有することが必要です。

「手元止水機構」とは、バルブやレバーを操作せず手元にあるセンサーやボタンで吐水や止水ができる機能です。「小流量吐水機構」とは、シャワーヘッドの穴を調整したり水粒に空気を含ませ水粒を大きくすること等で、水圧を変えずに流水量を削減できる機能のことです。

省エネ基準に適合する水栓は、「手元止水機構」は【節湯 A1】、「小流量吐水機構」は【節湯 B1】で示されていますので、カタログ等で確認してください。

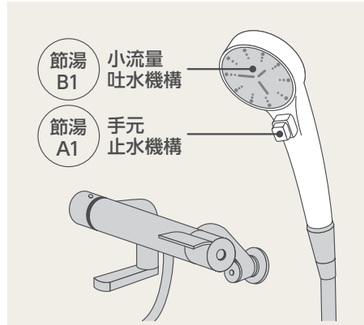

手元止水機構と小流量吐水機構の一例

2 告示記載の仕様基準要旨

ここでは、誘導基準に適合する木造・RC造戸建住宅に関する
仕様基準についてその概要を解説しています。

❶ 断熱構造とする部位

外気と室内を熱的に区分し、断熱及び日射遮蔽の措置を講じた構造を断熱構造といい、屋根、天井、壁、床、開口部などの部位を指します。

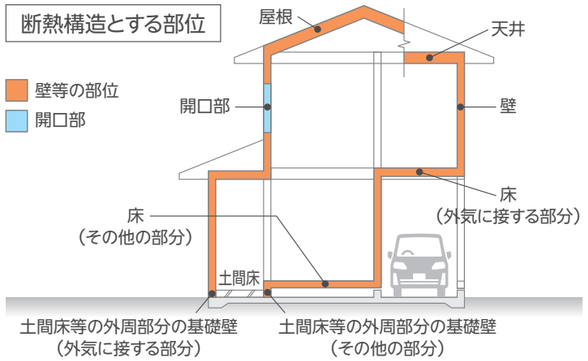

❷ 部位の断熱基準

8 地域では、屋根と天井の断熱基準が定められており、「熱貫流率の基準」と「断熱材の熱抵抗の基準」のどちらかの基準を満たす必要があります。ここでは、本ガイドブックで説明している「断熱材の熱抵抗の基準」について記載します。開口部においては、「日射遮蔽対策の基準」が定められています。

❸ 設備機器の基準

冷房、換気、給湯、照明の設備機器に関する基準があります。設備機器の種類とその効率等の基準が示されており、これに該当するか同等以上の評価となるものであれば基準を満たしていると判断できます。

断熱材の熱抵抗R [㎡・K/W]

表中の数値以上であること

部位		8 地域				
		木造			RC造	
		充填断熱		外張断熱	内断熱	外断熱	両面断熱
		軸組構法	枠組壁工法				
屋根 又は 天井	屋根	1.0		0.9	0.7	0.6	0.6
	天井	0.8					
壁		—		—	—	—	—
床	外気に接する部分	—		—	—	—	—
	その他の部分	—		—	—	—	—
土間床等の外周部分の 基礎壁	外気に接する部分	—		—	—	—	—
	その他の部分	—		—	—	—	—

開口部の日射遮蔽対策

開口部	8 地域
日射遮蔽対策	以下のいずれか ●開口部の日射熱取得率が 0.53 以下であるもの ●ガラスの日射熱取得率が 0.66 以下であるもの ●付属部材を設けるもの ●ひさし、軒等を設けるもの

設備機器の仕様

設備		8 地域
冷房設備	住戸全体を冷房する方式	ダクト式セントラル空調機であって、以下のいずれにも該当するもの ●ヒートポンプを熱源とするもの ●可変風量制御方式であるもの ●外皮の室内側に全てのダクトを設置するもの
	居室のみ冷房する方式	ルームエアコンディショナーであって、JIS B8615-1 に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの － 0.553 × 冷房能力［kW］＋ 6.34
全般換気設備（熱交換換気設備なし）		以下のいずれか ●比消費電力が 0.3［W/（㎥/h）］以下の換気設備 ●内径 75mm 以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備 ●内径 75mm 以上のダクトを用いるダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備 ●壁付式第二種換気設備又は壁付式第三種換気設備
給湯設備		以下の（イ）及び（ロ）のいずれにも該当するもの （イ）二酸化炭素（CO_2）が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、JIS C9220 に規定するふろ熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が 3.3 以上であるもの （ロ）以下のいずれにも該当するもの ●給湯機の配管がヘッダー方式であってヘッダーから分岐する全ての配管の呼び径が 13A 以下であるもの ●浴室シャワー水栓として手元止水機構及び小流量吐水機構が設けられた節湯水栓を用いるもの ●高断熱浴槽を採用するもの
照明設備		全ての照明設備について、LED 又はこれと同等以上の性能のものを採用すること

本ガイドブックのほか、手続きに係るマニュアル等に関するデータはこちらからダウンロードできます。

国土交通省
改正建築物省エネ法 オンライン講座

https://shoenehou-online.jp/download/

P.6～P.7のチェックリスト

https://www.shoene.org/

令和５年度　国土交通省補助事業
カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業
住宅省エネ技術講習会資料作成委員会

■ 委員長	鈴木 大隆	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構
■ 委員	新井 政広	株式会社 アライ
	池田 浩和	岡庭建設 株式会社
	井上 理一郎	独立行政法人 住宅金融支援機構
	小山　剛	一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
	坂口 晴一	一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会
	多田 季也	断熱建材協議会
	谷原 敏博	断熱建材協議会
	布井 洋二	断熱建材協議会
	三原 典正	断熱建材協議会
■ 協力委員	久保田 博之	株式会社 プレスト建築研究所
	砂川 雅彦	住宅環境コンサルタント
	村田 直子	MOON設計 合同会社
■ コンサルタント	加来 照彦	株式会社 現代計画研究所
	須藤 育代	株式会社 現代計画研究所
■ 事務局	沼田 良平	一般社団法人 木を活かす建築推進協議会
	髙田 峰幸	一般社団法人 木を活かす建築推進協議会
	谷合 亜男	一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

建築物省エネ法

木造・RC造戸建住宅の仕様基準ガイドブック

誘導基準編

8地域版

令和４(2022)年　11月　初版発行
令和５(2023)年　１月　第2版発行
令和５(2023)年　２月　第3版発行
令和５(2023)年　10月　第4版発行

監　　修：令和５年度 カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業　住宅省エネ技術講習会資料作成委員会

編集協力：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

制作協力：株式会社 橋本確文堂

発　　行：一般社団法人 木を活かす建築推進協議会
〒107-0052　東京都港区赤坂 2-2-19
TEL.(03)-3560-2882　FAX.(03)-3560-2878
E-mail:sho-ene@kiwoikasu.or.jp

本ガイドブックに記載されている内容については、
無断で転載することを禁じます。